

新自由主義改革と子育て世帯 中間階層化・低所得化・格差の長期拡大／固定



後藤道夫 (福祉国家構想研究会)
Michio Gotoh

はじめに

日本の新自由主義改革は、旧来の開発主義国家体制を解体し、多国籍企業中心の経済体制、政治体制、社会編成を作り上げる、巨大な改革である。すでに第二次安倍政権が始まるころには、開発主義の解体はほぼ

その任を終え、多国籍企業群が活動しやすい環境を能動的に作り出す、規制撤廃の徹底と強権的な国家体制の構築が新自由主義政権の課題となっていた。安倍前首相が唱えた「世界で一番企業が活動しやすい国」というスローガンは端的にそれを物語っている。

日本の新自由主義改革が多くの領域で総合的・本格的に開始されたのは、一九九七年、橋本龍太郎第二次

内閣の「六大改革」からである。その前史である「政治改革」の時代を含めれば、すでに三〇年近くがすぎた。コロナ禍への対応をみても、自然災害や原発事故への対応を見ても、三〇年近い新自由主義改革が、ほぼ社会の全領域にわたる衰退と荒廃を蓄積してきたことがわかる。日本社会は中進国水準へと逆戻りしつつあるかのようだ。国民一人あたりGDPも往年の一〇位前後から三〇位以下に落ちた。

だが、民主党政権の一時期を除き、新自由主義改革を推進する自民党政権は、国民に支持され続けてきた。小泉政権のスタート時の内閣支持率は八五パーセントであり、第二次安倍政権の発足時は六二パーセント（共同）、コロナ禍への政治対応を判断材料とすることが可能な菅政権でも六六パーセント（共同）である。新自由主義をめぐる批判と対抗の基準そのものが、国民レベルで大幅に後退していると考えざるを得ない。新自由主義改革に苦しみながらそれを批判できない、多くの国民に届く言葉が必要だろう。

筆者に与えられたのは「保育、教育、福祉に新自由

主義改革がもたらしたもの」という課題であった。この小文では、各領域の制度改革過程の分析というやり方ではなく、新自由主義改革がもたらした、子育て世帯の労働／生活の様相の変化をあつかうこととする。

母子世帯の

深刻なコロナ被災の背景

コロナ禍による困難、困窮は、これまでの新自由主義改革が蓄積した社会危機を背景としている。それを端的に示す事例のひとつが、母子世帯の困窮である。

八月末に発表された「しんぐる・まざあず・ふおーらむ」の調査結果には、今が二一世紀でここが日本だということ、疑わせるような数字が並んでいる。学校給食がなくなった時期に、一日の食事の回数が減った…十八パーセント、食事の量が減った…十五パーセント、炭水化物だけの食事が増えた…約五〇パーセント。労働政策研究・研修機構（JILPT）の八月調査では、コロナ禍で雇用や収入に影響を受けた労働者は四一パーセントだったが、この調査では、影響を受け

た母子世帯は七一パーセントにのぼる。コロナ禍は、母子世帯をふくめ、低所得、あるいは、生活基盤が脆弱な人びとを直撃したのである。

そもそも、日本は長期にわたって、他に例のない、母子世帯の高い貧困率（政府発表の相対的貧困率…二〇一八年で四八パーセント）を放置してきた。コロナ禍による惨状はその結末である。

本来、保育、学校教育、医療等の基礎的社会サービスを保障する体制とともに、すべての母子世帯が安心して暮らせる所得を確保するためには、①親が少なくとも自分一人分はふつうに暮らせるだけの賃金、②子どもの生活費としての児童手当、③子どものケアと家庭の切り盛りを一人でこなすために生ずる各種の負担、減収分の補填としての一人親手当、の三つが必要である。このうち、一人親世帯に特有なのは③であり、①と②は一人親世帯に限らず、すべての子育て世帯に適用されて当然の原則である。

〈ふつう〉の生活に必要な賃金額と女性の異常な低賃金

この三つともに不十分な日本で、特にひどいのが①である。二〇一七年の数字だが、二五～五四歳の女性労働者の賃金年収では、二五〇万円未満が六〇パーセントにのぼる（就業構造基本調査名目値）。三五時間以上就業者（二〇〇日以上就業）に限っても四〇パーセントである。だが、二五〇万円は、単身者の〈ふつう〉の暮らしには不足する。

中澤秀一が全労連の地方組織と協力して各地で行った「最低生計費調査」によると、二五歳単身者がアパートを借りて「ふつう」に暮らせる、ミニマムの年額所得（税込み）は、どの地域でも二七〇万円～三〇〇万円程度であった。中澤調査は、マーケットバスケット方式によって消費支出必要額を調査したもののだが、必要な消費費目とその量は調査地単身者の生活実態と意見を集約して行われている。大都市以外では自動車が必要であり、他方、大都市は住宅費が高いため、どの地域でも必要生計費に大差はなかった。

結局、日本の女性労働者の賃金は、フルタイム就業で働き盛りの年齢でも、その多くが単身者の（ふつう）のミニマムが可能な額に届いていない。

以前とくらべるとどうか。就業時間を限定せず、物価調整をした後で見ると（二〇一二年消費者物価）、二五〜五四歳女性の賃金が二五〇万円未満である割合は、一九九七年が六〇パーセント、二〇一七年六三パーセントとかわらず、むしろ増えている。

女性の賃金はなぜこれほどに低いのか。一昔前、女性賃金が低い理由は、女性の賃金が「家計補助賃金」であるため、とされていた。家計を主に担うのは男性世帯主の年功型賃金のはずだから、というのである。この理屈じたい、賃金の使い方賃金差をつけるもので、同一労働同一賃金原則は真つ向から踏みじられており、しかも、女性が世帯主である世帯については、無視されている。昔から母子世帯の所得が異様に低いのはそのためだ。

だが、そうはいっても、世帯主の年功型賃金、準年功型賃金を実際に多くの世帯を覆っていた間は、この

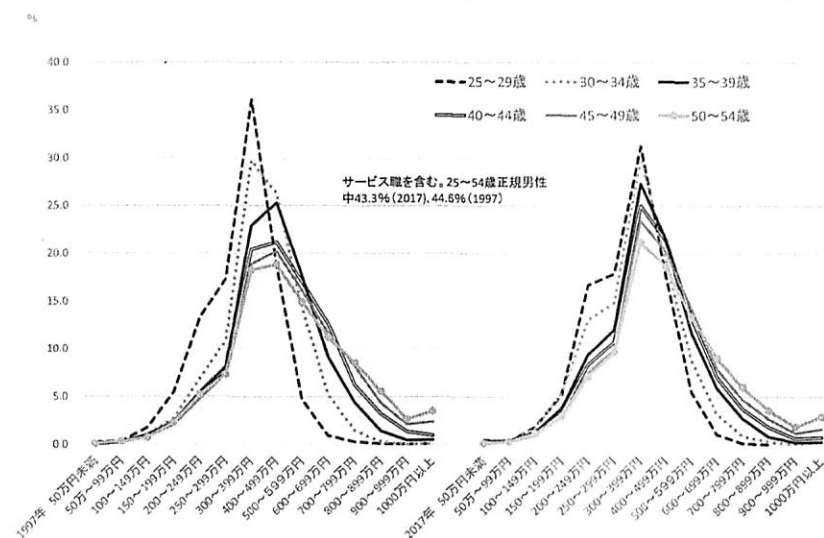


図1 ブルーカラー系職群 正規男性労働者 年齢別年収分布の変化（2012年消費者物価による調整済み 1997年分布は年収階層幅を2002年の数値で修正推計 原資料「就業構造基本調査」）

賃金枠組みでひどい目にあう人びとはそれほど多くなかった。賃金規範を作る主体となるはずの労働組合運動も、この賃金枠組の内部にいる場合が大多数であったため、それへの抵抗力は小さかった。新自由主義改革期に年功型賃金が縮小して、女性賃金を大幅に上昇させる必要が生じて、こうした歴史的経緯の強い影響があり、それをかちとる交渉主体は極度に脆弱なままであった。

年功型賃金の大幅な縮小と男性賃金の低下

新自由主義改革は、年功型賃金を大きく縮小した。男性賃金が大幅に下がり、他方で女性賃金は異常に低いまま留め置かれたため、女性が「家計補助賃金」の水準でも生活できる家庭は大幅に減った。

年功型賃金の変化を見よう。図1は、一九九七年と二〇一七年で、生産工程、運輸、運搬・清掃などのブルーカラー職、および、サービス職の正規雇用男性について、年齢別の賃金年収分布を示したものだ。一九九七年と違い、二〇一七年では二五〜五四歳のすべて

の年齢で、賃金ピークは三〇〇万〜三九九万円となっている。ブルーカラー系男性では非年功型賃金を中心となったことがわかる。なお、ブルーカラー系はこの年齢の正規男性の四三パーセントをしめる。

他方、ホワイトカラー男性の場合は、二〇一七年でも年齢とともに賃金ピークは上昇し続けており、年功型は維持されている。しかし、ピークの賃金水準を一九九七年と比較すると、三五歳以上は一〇〇万円程度下がった。なお、ホワイトカラー職の賃金が年齢とともに上昇するのは欧米も同じであり、日本の特殊性は、ブルーカラー系の相当部分に年功型、準年功型が適用されたことにある。

結局、男性賃金は大幅に低下した。三五〜三九歳男性雇用者では、年収五〇〇万円以上の割合は一九九七年の五一パーセントから二〇一七年三四パーセントに激減している（二〇一二年消費者物価で調整）。

紙幅の関係で抽象的な総括にとどまるが、年功型賃金の縮小は、日本の新自由主義改革の基盤的部分であり、すべての社会領域の現在に非常に強い影響を及ぼ

している。それは、日本の新自由主義改革が、旧来の「開発主義国家体制」の破壊を目的としたものであり、開発主義国家体制は年功型賃金をふくむ日本型雇用を基盤として成立していたからである。社会保障制度、学校教育制度、学校から仕事への移行の仕方、高い貯蓄率、ジェンダー差別の強さにいたるまで、すべてが年功型賃金と日本型雇用を前提したものであった。

年功型賃金の縮小を含む開発主義国家体制の破壊は、福祉国家体制への途を開きながら行われたため、年功型賃金を前提した社会諸制度は体系的な改革を阻止され、すでにその半がなくなっている年功型賃金を前提した制度要素を残存させ、人びとの生活環境を悪化させ続けた。社会制度が想定する所得モデルは、年齢や業績とともに上昇するホワイトカラー上層の賃金となり、下半分の賃金実態に即した社会制度は未形成のまま、営利事業体あるいは省庁利害に委ねられ、荒らされるままとなっている。

子育て世帯の「中間階層化」と「下一割」のひどい貧困

世帯形成と子育てが「ぜいたく」に

女性賃金は低いままであるため、男性が家計を主に担うべきだ、という旧来の規範は人びとを重く支配し続けている。その結果、世帯形成そのものをあきらめる人びとが急増した。四〇歳代男性で、夫婦で子育てをしているのは二〇一五年現在で五一パーセントにすぎない（国勢調査）。一九九五年は七一パーセントであったから、大幅な減少である。その分、単身世帯と親元無配偶者が増加した。

なお、長期の歴史的趨勢として世帯を形成してあたりまえという規範は後退し続けており、その影響は明らかだが、それだけでこれほどの急激な変化を説明することはむずかしい。現在の日本では、所得が低い男性の世帯形成割合は顕著に低い。四〇代男性の、夫婦

で子育てをしている割合は男性の年収とともに上昇する。その割合が半分程度になる年収階層をみると、二〇〇二年は二五〇～二九九万円であったが、二〇一二

年三〇〇～三九九万円、二〇一七年四〇〇～四九九万円と急速に上昇している（就業構造基本調査）。長期大幅な男性の所得減と女性の低賃金持続が、世帯形成にもたらす影響はきわめて大きいと考えるべきだろう。

いまや、世帯形成、子育ては全体として「中間階層化」したといつてよい。他方、二〇一七年の三五～三九歳の男性労働者全体のうち、年収四〇〇万円未満は四〇パーセントにのぼっている。その結果、多くの若い低賃金労働者が結婚を「ぜいたく」と感じるようになった。

同時に、子育て世帯の平均年収は大きく下がっており（世帯あたり平均可処分所得は一九九七年六五三万円、二〇一八年五六五万円（二〇一五年消費者物価による実質値）、相対的には「中間」であっても、およそ余裕のない世帯も増えている。中間階層化と低所得化の同時進行である。

子育て世帯の「相対的貧困率」の低下と「下一割」の格差拡大・固定

それにもかかわらず、子育て世帯の「相対的貧困率」は下がっている（二〇一二年一六・三パーセント、二〇一五年一三・九パーセント、二〇一八年一三・五パーセント（比較のため、二〇一八から示された新基準ではなく旧基準による数値））。もとより、貧困率を測る基準（「貧困線」）は毎回変化するため、相対的貧困率の数値だけでは実際の所得状況が改善されたかどうかかわらない。だが、結論的にいえば、貧困線付近の子育て世帯の所得は、二〇一五年、二〇一八年ともに前回調査よりも改善されている。

「貧困線」付近の低所得世帯の所得が改善されたのは、第一に、最低賃金がこの間上昇したこと（二〇一二年から二〇一八年で実質七一円（九・二パーセント、二〇一五年消費者物価）、および、第二に、子育て世帯の母親の有業率が上がったことが原因であろう。世帯所得が下位二〇パーセントの子育て世帯の場合、平均

有業人数は、二〇一二年一・二六人、二〇一五年一・三九人、二〇一八年一・四七人と顕著に増えた（国民生活基礎調査データから筆者推計）。

子育て世帯の母親の就業拡大は、この間の八〇歳以上を除く高齢者および学生の就業率の増大とともに、世帯の「多就業化」（荻輪明子）の一部をなしている。母親の就業拡大は、一方で正規女性を中心とする育児休業、短時間勤務などの制度展開に支えられたものであるとともに、他方では、非正規就業の新たな拡大の場となった。コロナ禍による大量の解雇と休業が発生したのは、学生非正規労働者とともに、新たに拡大した非正規女性労働者を主に吸収した販売職、サービス職であった。

「相対的貧困率」であらわせない「下1割」の貧困の持続

最賃上昇と多就業化による所得改善が見られる一方、ひどい低所得のままに置かれている子育て世帯が、無視できない規模で存在する。図2は、子育て世帯の

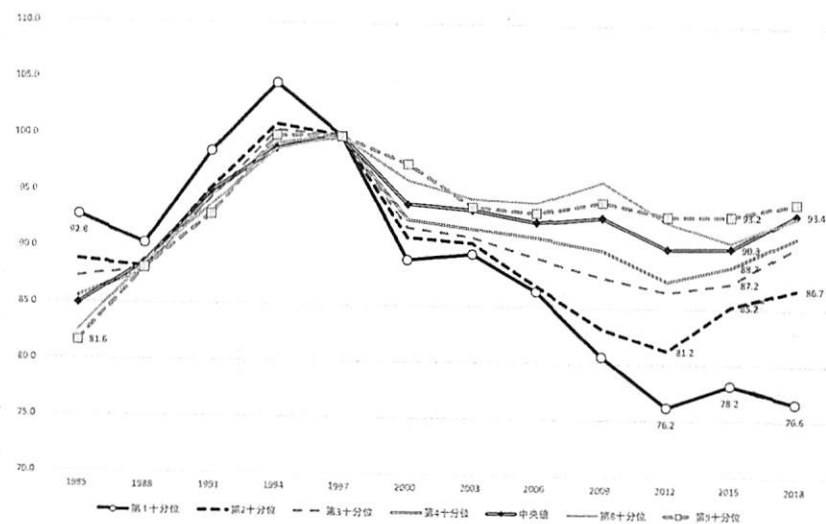


図2 児童のいる世帯 実質等価可処分所得 十分位値の推移 1997年=100

原資料「国民生活基礎調査」

「等価可処分所得」の「十分位値」の変化を表したものである。消費者物価で調整した実質値が一九九七年を一〇〇とする指数で示されている。

「等価可処分所得」は、世帯ごとの可処分所得をその世帯一人ひとりの可処分所得へと変換した数値である。世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って求める。「第1十分位値」は、子育て世帯の世帯員全部を、等価可処分所得の高い方から、人数が均等になるように一〇で割った集団群のうち、最低位の集団の等価可処分所得の上限値である。

一九九七年からの変化を見ると、この二〇年間、子育て世帯の所得が大きく下がるとともに、そのなかで格差が系統的、持続的に拡大し続けたことがわかる。

なかでも、第1十分位値は特に大きく下がり続け、二〇一五年、二〇一八年でも回復しておらず、第2十分位値とくらべて大きな差ができています。なお、全世帯について同じグラフをつくると、形は子育て世帯とほぼ同じであり、第1十分位値は下がったままですが、第2十分位値以上との差は、子育て世帯の場合よりも少

し小さい。子育て世帯の格差拡大が激しいことがわかる。

等価可処分所得の名目値で確認しておくと、二〇一八年の第1十分位値は一〇一万円であり、相対的貧困率をはかる貧困線は一二七万円である。言い換えれば、二〇一八年では、子育て世帯成員全体のうち、等価可処分所得が名目値で一二七万円未満の人びとが十三・五パーセント（相対的貧困率）存在し、そのうち一〇一万円未満が一〇パーセント存在するということだ。一〇一万円以上の人びとの所得は少し改善され、それが相対的貧困率の低下となって表れたのだが、一〇一万円未満の子育て世帯は、そのひどい低所得状態が変わっていない。さらに細かく推計してみると、二〇一五年から二〇一八年で実質所得が改善されたか否かの境目は、下から十一パーセント程度にあるようだ。

子育て世帯の母親の就業率が上がり、最低賃金が上がったなかで、なお、下位一割は所得が改善していない。これは、保育や教育など、児童の成長にかかわる人びとが十分な注意を払うべき事態だろう。

所得が少なければ、取り崩せる貯蓄等がない限り、消費支出は切り詰められる。等価可処分所得一〇二万円は、四人世帯の可処分所得に換算すると二〇二万円であり、単純に十二で割ると、一カ月が十六・八万円となる。これをすべて消費したと仮定しても、この金額は、生活保護を利用する四人世帯の消費支出の全国平均額二四・一万円よりもはるかに少ない。極貧状態といつてよいだろう。

それにしても、等価可処分所得が下位一割の世帯は生活保護を利用していないのか。国民生活基礎調査は児童手当、児童扶養手当、生活保護など、社会保障給付も所得にふくめている。そうだとすれば、下位一割の子育て世帯は、ほぼ、生活保護を利用していない。生活保護が保障する所得の方が高いからである（等価可処分所得一〇二万円を二人世帯の可処分所得に換算した金額は一四三万円だが、生活保護による二人世帯の「最低生活費」の平均値は、最も低い三級地の二で一四八万円とそれよりも高い（被保護者調査、二〇一八年）。三人以上世帯ではさらに差が開く。）

悪条件就業の拡大と抵抗力、就業能力の減退——その背景たる（ふつう）の未達成

下位一割の父母の就業条件、生活条件は、国民生活基礎調査、労働力調査、就業構造基本調査等の集計表ではよくわからない。しかし、考える手がかりはいくつかある。

①この三〇年余り、短時間就業と不規則就業の割合は大きく増えた（一九八七年十三パーセント、二〇一七年二九パーセント）。強い規制なしに短時間労働等が増えると、事業主が社会保険料を拠出しないで済む場合が増える上に、「事業主は労働者が生活できる賃金を支払うべき」という賃金規範が脆弱となる。「雇用」は単なる労働力の売買ではなく、社会規範、法規範によって、労働者の生活を配慮する規制を、労働力の売買に掛けた制度的な存在である。だが、コロナ禍での膨大な無補償休業に明らかのように、他の商品と同様に、需要があるときにだけ買い入れる単純な商品とし

て労働力を扱う、そうした事業主が増えたのである。無規制の細切れ労働の増大は、新自由主義が生息する空気のようなものと言えよう。

②悪条件職では離職、転職が多い。だが、近年は転職の際の「余裕」が著しく減った。離職期間一年以内の転職者中、離職期間が一カ月未満の割合は、二〇〇〇年三八パーセントから二〇一八年五五パーセントに増えた。フルタイム労働者に限ると、二週間以内の転職が二〇〇〇年二九パーセント、二〇一八年五一パーセントである。離職期間がこれほど短いと、十分な情報収集、検討、新たな知識や資格の獲得など、上昇的な転職の条件を確保することは容易ではない。（失業する余裕）が大幅に縮まったのである。とくに男性の転職は下降的転職となる場合が少なくない。

③失業状態を支えるのは雇用保険の失業給付、貯蓄、他の世帯員の所得への依拠などだが、そのいずれもが、頼れる水準を大幅に下げている。（失業する余裕）がない離職者が増えたのはそのためである。

雇用保険の失業給付は、世紀転換期以降の非正規率

の急上昇期に、大幅に給付額、給付日数を減らし、受給資格を厳格化する制度改革を行った。その結果、現在では、離職による雇用保険資格喪失者のうち、失業給付を利用できているのは十五パーセントにすぎない。一九九七年は四〇パーセントであった。非正規増も影響して、額が少なすぎる、給付制限期間を待ちきれないなど、失業給付をうける「余裕」がなく、再就職を急ぐ人びとが増加しているとみられる。

子育て世帯の貯蓄だが、二〇一九年国民生活基礎調査によれば世帯所得下位二〇パーセントの世帯では、無貯蓄が三二パーセント、貯蓄はあるがその額一〇〇万円未満が十五パーセントである。下位一〇パーセントの集計はないものの、ここでも下位一〇パーセントはさらに状態が悪く、かつ改善されていないことが予想される。

④失業給付だけでなく、傷病手当、育児休業についても、給付額が少なすぎて（受ける余裕がない）人びとは多いと推測される。メンタル不調で傷病手当を受ける労働者の数はこの二〇年で八倍以上になっている

が、通常時の賃金が低ければ、傷病手当を受けても暮らせず、医療費にも事欠くだろう。

東京二三区の単身労働者を想定すると、公租公課を払った後の可処分所得が生活保護の「最低生活費」を下回らない賃金年額は二〇一五年で二三万円、傷病手当による可処分所得が「最低生活費」を下回らない賃金年額は三〇五万円であった。二三区の二〇一六四歳労働者のうち、男性二パーセント、女性四五パーセントは三〇五万円未満で働いており、仮にこの人びとが単身であれば、傷病時に休養と治療を十分に受けられない可能性が高く、半病人状態での不完全就業が続く可能性は小さくない。

⑤ 保険事故の場合だけではない。中澤調査による〈ふつ〉のミニマムが可能な税込み所得額は、この三〇五万円とほぼ同水準だが、これに届いていない場合、ふだんの生活のなかで節約されるのは、交通通信費、交際費、旅行代、娯楽費、こづかいなどである。だが、これらは、勤労疲労からの回復、人的ネットワークと情報ネットワークの維持、助け合える人間関係の維持

などに必要な〈余裕〉部分であり、これを欠くと疲労蓄積、トラブルへの対処能力の縮小が生ずる可能性が高くなり、健康を害する可能性も増える。

単身世帯をモデルとした話となったが、これは子育て世帯にもあてはまるはずだ。筆者が主張したいのは、第一に、〈ふつ〉ミニマムを達成できない人びとが増えると、最低限度にも届かない生活と就業のサイクル（第1十分位の人々）に陥る可能性が小さくないということである。阿部彰、鈴木大介両氏の対談には「『貧』を放置すると『困』になる」という指摘があり（『貧困を救えない国日本』、湯浅誠は「すべり台社会」という言葉を使っていたが、筆者の主張と重なる。第二に、この間の新自由主義改革は〈ふつ〉を達成できない人びとを大量に生み出してきた、ということである。

〈ふつ〉達成の中心課題はとくに女性賃金の大幅引き上げである。これは労働組合運動が主として担うものであるとともに、社会保障、福祉がかかわること

が新自由主義改革の産物である。

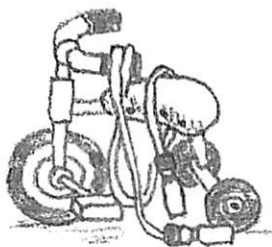
（ことう・みちお）

が多いはずの〈下位一割〉のひどい貧困と闘うための不可欠の環境作りとなる。下位一割の貧困との闘いは、最賃大幅引き上げと生活保護の十分な適用を含む総合的なものとなろう。

おわりに——〈ふつ〉へのガンバリと放置される下位一割との分裂を埋める

十分でない就業環境と制度環境のもとでの「多就業化」は、親の時間的、精神的余裕を奪う。それだからこそいっそう、家族総出の「ガンバリズム」は、他へも同様のガンバリを要求し、悪環境の下でそれが困難になりつつある人びとへの偏狭な排除意識を生み出す可能性がある。これは親にも保育労働者、教育労働者にも言えることである。

新自由主義改革は、その被害者である人びとに家族主義的な自己責任意識を培養し、それを使って、さらなる自己責任と格差のシステムを押しつける。「問題児」、「困った親」と見える人びと、見る人びとの双方



コロナ禍での福祉の脆弱さと繋がることの大切さ

丹野広子 2

コロナに真向かう私たち

6

保育に希望を見出す コロナ禍のなかでの「気づき」「試み」をこれからの保育に

長瀬美子 8

COVID-19への想像力 マスク・行事・子どもの感情

川田 学 18

保育施設における新型コロナウイルス対策の疑問と理解のために

清水宣明 30

新型コロナウイルス禍とこれからのこども食堂

鴻巣麻里香 47

発達につまずきがある子どもとの向き合い方 コロナ禍に意識したいこと

川上康則 54

コロナ禍で感じた保育園看護師の役割

高谷美由紀 64

コロナウイルスと保育

羽田二郎 70

コロナ禍での日常保育と取り組み

吉住とし子 79

練馬区 私立保育園 どんぐり山保育園のこれまでの対応と取り組み

高見亮平 87

コロナ禍で見えた 私たちが行事で大切にしていること

荒川弘子 99

書地環境での
取り組み

連載

図書案内 ●『学び手はいかにアイデンティティを構築していくか』

塩崎美穂 109

私のターニングポイント ●たんぼば文庫誕生の体験から教わったこと

赤沼陽子 112

全国保問研部会めぐり ●ある日の文学部会

櫻井清美 118

子ども美術館 ●明日はどんなお話が聞けるかな

大久保里香 124

視点・観点・みいつけた ●本誌三〇四号を読んで

藤波陽子 126

全国集会瓦版 ●新しくも変わらない全国集会を

長濱 恵 130

特別論文

新自由主義改革と子育て世帯

後藤道夫 133

投稿論文

畑谷光代 ―その人と保育実践 その2

穴戸健夫 146

二〇二〇年七月熊本豪雨

自然と折りあいながらつくる里山保育! (その1)

宮里六郎・上原真幸 159

事務局だより ●二〇一九年度第三回常任委員会・代表者会議の報告

全国事務局 174

声明

日本学術会議の任命拒否に関する声明

全国保問研常任委員会 179

編集委員長*脇 信明 常任編集委員*亀谷和史・長濱 恵・山田栄子・荒川弘子・五十嵐元子 編集部*伊集院郁夫
口絵写真*東京都練馬区 どんぐり山保育園 本文イラスト ハナヤマカズミ・オイカワケイコ